

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度の取組検討）

施策No	712						
施策名	個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現			施策の目的	● 市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指します。 ● 男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。 ● 男女の差別のない、働きやすい職場環境をつります。		
施策主管部長	市民生活部長		施策幹事課長		人権・男女共同参画課長	関係課	総合戦略推進室、隣保館、こども家庭センター、保育課、産業政策課、学校教育課、生涯学習課

1. 進行管理

(1) 指標の実績・考察

① 中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

	指標	単位	実績基準値	実績値				目標値	最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
			R2	R4	R5	R6	R7	R7		
a	日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	%	76.1	81.1	78.5	79.6	78.6	84.0	③目標値を下回った	コロナ禍の令和4年度に81.1%と実績値の上昇が見られたものの、その後80%を超えることはなく目標達成はできていない。
b	男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（社会全体）	%	10.6	13.4	15.2	24.4	29.1	27.0	①目標値を上回った	確実に実績値を上げることができた。市民アンケート質問文の見直しを行った令和6年度には、前年比9.2ポイントの上昇が見られた。最終年度の達成状況では目標を2.1ポイント上回ることができた。
c	男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（職場）	%	22.7	26.0	27.0	43.9	45.0	29.0	①目標値を上回った	最終年度の達成状況は目標値を16ポイント上回ることができたが、割合は依然として全体の半数以下である。今後は各事業所や市民への意識改革を推進する必要がある。
d										

② 後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定 ※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

対象		対象指標				単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)	
①	市民	市人口（社人研推計）				人	115,700	114,695	113,498	112,515	111,388	110,515	109,641	108,768	
②	市内事業所数	市内の事業所数（R3経済センサス活動調査）				事業所	5,884	5,884	5,884	5,884					
③															
④															
目的		成果指標				単位	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指します。 ・男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。 ・男女の差別のない、働きやすい職場環境をつります。	①	日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合			%	目標値	78.0	80.0	82.0	84.0	81.0	82.0	83.0	84.0	
						実績値	81.1	78.5	79.6	78.6					
	②	男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合(社会全体)		%	目標値	15.0	19.0	23.0	27.0	27.5	28.0	28.5	29.0		
					実績値	13.4	15.2	24.4	29.1						
	③	DVについて詳しく理解している市民の割合		%	目標値				87.6	88.0	88.4	88.8	89.0		
					実績値		74.7	87.2	85.5						
	④	女性事業主の比率		%	目標値	12.0	12.5	13.0	13.5	18.0	18.7	19.3	20.0		
					実績値	15.5	16.0	16.0	16.3						

(2) 基本方針の取組状況

① 特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

・隣保館及び、田沼福祉コミュニティセンター啓発・広報活動事業、地域交流事業などを通して、人権意識の高揚や隣保事業についての理解を深めることができた。
・佐野市人権教育推進協議会運営事業、学校教育における人権教育研究推進事業、人権教育研究会運営事業などを実施し、学校や地域での人権教育の推進を図った。
・男女共同参画審議会運営事業などを実施し、令和7年度より5か年を計画期間とする「男女共同参画プラン（第4期）」に基づき、事業効果の検証と計画の検討を行い、男女共同参画の推進を図っている。

② 計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

・いじめ問題再調査委員会運営事業では、いじめの解消には時間がかかることから解消率は前年を下回っているが、「佐野市いじめ問題再調査委員会」を設置する事業は起きていない。
・男女共同参画ネットワークさの支援事業は、令和6年度に20周年記念事業として著名人による講演会を開催し多くの参加があったが、令和7年度は例年通りの開催となり、参加者数は目標を上回ったものの前年より減少した。
・女性活躍推進事業は講座等の参加者数が増加し、成果指標において男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（社会全体）が目標値を上回っているものの、取り組むべき課題は多い。固定的性別役割分担意識の解消や、多様な意見を社会に取り入れるための審議会への女性委員の登用促進などの取組が必要である。

(3) 令和7年度行政経営方針の取組状況

① 令和7年度行政経営方針

・女性事業主の比率が伸びている理由等を分析するとともに、家事・子育て・仕事などそれぞれの場面において、いきいきと自分らしく活躍できる女性活躍推進の方策を検討する。また、女性のキャリアアップ講座を実施するとともに、女性人材バンクの活用により、審議会における女性の登用を促進する。
・差別や偏見をなくすため、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチなど、様々な人権問題に対する効果的な人権教育・啓発活動を実施する。
・パートナーシップ宣誓制度の周知と性的マイノリティ（LGBT）の人権問題の理解促進を図る。
・人権擁護委員や運動団体と連携して身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。
・DV未然防止のため啓発を実施するとともに、女性相談・DV相談等を充実させ、DV被害者の早期発見、早期対応を図る。あわせて困難な問題を抱える女性への支援のため、関係機関との連携や相談体制を維持する。
・事業主と従業員の意識改革のための啓発を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

② 令和7年度行政経営方針の取組状況

・女性事業主の比率が伸びている理由を分析するため、佐野商工会議所の協力により創業塾受講者へアンケートを実施した。受講者は女性が多く、回答者も女性が61%であった。「ワーク・ライフ・バランスが創業の理由（育児、介護、自分の時間を作りたいためなど）になっていますか」との問いに対し、「理由の一つである」と答えた人は女性が男性の2倍であったのに対し、「理由ではない」と回答した人は、男女同数であった。また、女性活躍の講座等の参加者数は194人と前年より12人増加した。佐野市男女共同参画プラン（第4期）の目標値である、「審議会等委員に占める女性の割合」は、31.5%と基準値（令和5年度）より2.8ポイント増加した。そのほか性別に関するアンコンシャスバイアスへの対処について主任以下の職員を対象に研修会を実施した。
・ハートフルフェスタはこどもの人権をテーマに講演会を実施した。人権啓発パンフレットの作成や街頭啓発など、人権教育・啓発活動を継続した。年間の啓発物品等の配布数は6,353部となり前年を上回った。
・パートナーシップ宣誓数は令和7年度末3組となり、パートナーシップ宣誓制度や性的マイノリティ（LGBT）の人権への理解が広まりつつある。
・人権相談所を16回開設するとともに、人権擁護委員や運動団体と連携して身近で安心して人権相談をはじめとする生活相談ができる体制を維持することができた。コロナ禍以降実施が難しい高齢者施設での相談所開設は令和7年度も見送りとなった。
・DVをはじめ困難な問題を抱える女性への支援のため、関係機関との連携を図り、問題の早期発見・対応に努めた。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動実施期間」には庁舎や図書館等で展示を行い啓発活動を展開した。
・男女共同参画推進事業者表彰を実施し、市ホームページや情報誌などを通して市民や市内事業所への周知を図ることでワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。

(4) 環境変化や関係者の意見、要望等

・SNS等での誹謗中傷や外国人への偏見など、人権への配慮が懸念される事態が問題となっている。
・令和7年10月に日本で初めて内閣総理大臣に女性が選出された。
・令和7年度から内閣官房の地域の働き方・職場改革に取り組む自治体に採択された。
・2025年日本のジェンダーギャップ指数は148か国中118位で前年と同じ順位である。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

(1) 課題

①職場、学校、地域及び家庭における人権意識の普及・高揚の推進
②パートナーシップ宣誓制度の継続と行政サービスの充実、市民の理解促進
③関係機関や人権運動団体との連携による差別の解消の取組
④DV防止対策の推進及び被害者の早期発見、早期対応と自立に向けた支援の充実及び困難な問題を抱える女性への支援
⑤ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境整備の促進
⑥女性のキャリアアップ支援や審議会等への委員登用の拡充

(2) 課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

①差別や偏見をなくすため、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチなどの人権問題についての啓発を行う。また、効果的な人権教育・啓発活動を実施するため、人権運動団体と連携し、講座や講演会を開催する。
②パートナーシップ宣誓制度の周知と性的マイノリティ（LGBT）の方に対する人権問題の啓発を図る。
③人権擁護委員や人権運動団体と連携して、身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。
④DV防止の啓発を進めるとともに、女性相談・DV相談等を充実させ、DV被害者の早期発見、早期対応を図る。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議の設置を検討する。
⑤事業主と従業員の意識改革のための啓発を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む。
⑥「若者や女性にも選ばれる地方」に向けた地域の働き方・職場改革等のため、家事・子育て・仕事などそれぞれの場面において、いきいきと自分らしく活躍できる女性活躍推進の事業を実施する。また、女性のキャリアアップ講座を実施するとともに、女性人材バンクの活用を促し、会議等における女性の登用を促進する。

(3) 次年度(令和9年度)の取組(案)

①インターネット上の誹謗中傷など、さまざまな差別や偏見をなくすため、人権教育・啓発を継続し、人権意識の高揚を図る。また、人権運動団体が実施する講座や講演会の開催にあたり適切な支援を行う。
②多様性への理解促進のため、パートナーシップ宣誓制度の周知を図るとともに、性的マイノリティ（LGBT）の方に対する人権問題について、市民の理解を促進するため、効果的な啓発を実施する。
③差別を解消するため、人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。
④DV被害防止のため啓発を実施するとともに、DV被害者の早期発見、早期対応を図り、被害者の自立に向けた支援を充実する。また、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む。
⑤ワーク・ライフ・バランスに配慮した、男女ともに働きやすい職場づくりを促進するため、事業主と従業員の意識改革のための啓発活動を行う。また、新たに男女共同参画推進事業者認定制度を定め、働く場における女性の定着と活躍の拡大を図る。
⑥「若者や女性にも選ばれる地方」に向けた地域の働き方・職場改革等を進める中で女性活躍推進の事業を実施する。また、固定的性別役割分担意識の解消や、女性人材バンクの活用を促すとともに、会議等における女性の登用を促進する。

※重点取組は太字・下線で記載